

(2)入会希望する会員の種別(税別)

	会員の種別	入会金・年会費	特典等
<input type="checkbox"/>	一般会員	入会金 10,000円	
<input type="checkbox"/>	プレミアム会員	入会金 10,000円 年会費 6,000円/1人	・カルチャーウォーキングレッスンチケット(入会時のみ) ・レッスン料 最大10%OFF ・イベントなど会員価格にてご優待 ・入会プレゼント
<input type="checkbox"/>	法人会員	入会金 30,000円 年会費 36,000円/1口	・福利厚生のための社員向けウォーキングセミナー又はカルチャーウォーキングレッスンチケット(入会時のみ) ・その他のレッスン料 最大 10%OFF ・イベントなど会員価格にてご優待 ・入会プレゼント

(3)レッスン料等(税別) すべて完全予約制

レッスン名・受講料	時間・場所	主な内容
【美】【健康】 オプティマムヘルスビューティウォーク ビジター 毎月 ¥5,000 クラブ会員 毎月 ¥4,000	南森町スタジオ:モラッキー 毎月第2第4月曜日13~14時 毎月第1第3火曜日19~20時	・姿勢と歩き癖のチェック ・美ボディエクササイズ ・上質な姿勢の作り方 ・上質な足の運び方 ・上質な手の振り方 ・重心移動 ・目線
【速効性あり!】 マンツーマン 目的別レッスン 1回 ¥6,000~/60分 (30分ごとの延長可)	福島サロン(紹介制・女性限定) 南森町スタジオ、 和泉中央スタジオ 10時~21時	・姿勢と歩き癖のチェック、上質な姿勢とウォーキングフォーム ※受講生様の学びたい内容を目的別に伝授いたします。 健康ウォーキング6000円、ビューティウォーキング10000円、ダイエットウォーキング10000円、コンテスト・起業家・専門的16000円など 南森町利用の場合はプラス4000円となります
【~坐作進退。健康美 極める~】 トータルビューティ 受講料 ¥270,000 (教材費込)	福島サロン(女性限定)、 南森町スタジオ、 和泉中央スタジオ 10時~21時(完全予約制) 全12回 1回90分 撮影時3時間	・姿勢と歩き癖のチェック ・キレイのヒミツ トータルビューティ概論 ・スタイル改善の姿勢づくり ・ウォーキングの基礎 ・ターン3種 ・様々な靴・服・場所での歩き方 ・様々な椅子の座り方 ・美しい手・脚の表情の作り方 ・愛され笑顔の作り方 4種 ・日常のキメポーズ何気なく美しい立ち姿 ・モデルウォーキング・ポージング ・美しいシルエットをつくるルール ・ヘアメイク ・ボイストレーニング ・写真撮影 自分史上最高の1枚を撮る方法(プロのヘアメイクとカメラマンが撮影します)
【プロフェッショナル】 ウォーキングコーディネーター育成コース 受講料 ¥432,000 (教材費・検定料込)	福島サロン(女性限定)、 南森町スタジオ、 和泉中央スタジオ 10時~21時(完全予約制) 全20回 1回90分	・ウォーキングコーディネーター概論 ・身体の健康 ・ヒトの歩姿の生理学 ・ウォーキングの障害と予防処置 ・オプティマムヘルスウォーキング実技の基本と応用 ・オプティマムビューティウォーキング実技の基本と応用 ・美ボディエクササイズとヘルスエクササイズ ・ライフスキル ・セミナーアシスタント ・コミュニケーション ・ホスピタリティ ・テクニカルフォローアップとまとめ ・姿勢と歩き癖のチェック ・キレイのヒミツ ・スタイル改善の姿勢づくり ・ターン3種 ・様々な靴・服・場所での歩き方 ・様々な椅子の座り方 ・美しい手・脚の表情の作り方 ・愛され笑顔の作り方 4種 ・日常のキメポーズ何気なく美しい立ち姿 ・モデルウォーキング・ポージング ・美しいシルエットをつくるルール
顧客集客向け イベント・セミナー 30名様までの基本料金 セミナー 60分 ¥50,000 イベント 1日 ¥200,000 半日 ¥100,000 以降10名につき¥20,000加算 交通費 大阪府無料	申し込みの都度 各企業様の指定する場所	・アンチエイジングウォーキング ・ビューティウォーキング ・美ボディウォーキング ・スマイルウォーキング ・親子ウォーキングなど(オプション) ・太らない食事の姿勢 ・愛され笑顔の作り方 ・立ち居振る舞い ・椅子の座り方 ・日常で使える決めポーズ ・眠っている魅力の引き出し方 ・スタイル改善テクニック ・食べ合わせで体の中から美しく ファッションショー、メイクショーも行えます。 その他なんなりとお申し付け下さい。
学校・面接指導 1クラス単位 30名まで		(座作進退~立ち居振る舞い~) 指先、脚先まで神経が行き届いた美しい所作をレッスン。 社会人として必要な礼儀や心配りなど、良い印象を与えるコツも伝授致します。 (メイク) ただ色をのせるのではなく、自分の中身を理解してもらいメイクが大切。 安心感や清潔感のあるナチュラルメイクや似合う色のアドバイス
社員研修 ~何気ない立ち姿と歩き方は あなたの内面を映し出しています~ 10名様までの基本料金 3時間 ¥200,000 以降1名につき¥20,000加算		基本内容 <カリキュラム> ・お打ち合せ ・自身の姿勢と歩き癖のチェックと理解 ・上質な姿勢と歩き方が心身に与える健康美容・社会的効果 ・足腰を鍛え、身体を引き締めるエクササイズ ・上質な姿勢・歩き方の基本の習得 ・体ダマシ運動を取り入れ楽しくウォーキングフォームエクササイズ ・笑顔の作り方3種類、お辞儀の仕方3種類 ・心を添える坐作進退(オプションより3種お選び頂けます) その他オプション

上記内容及び後記<DF WALK倶楽部 会員規約>を承認の上、会員申込みします。

<DF WALK倶楽部 会員規約>

第1章 総則

(本規約の有効範囲)

第1条 本規約は、一般社団法人 日本DF WALK協会(以下「当法人」といいます。)が運営する「DF WALK倶楽部」(以下「本クラブ」といいます。)の運営方法及び、本クラブが提供する全てのサービス、イベント、スクール等(以下「本サービス」といいます。)の開催、利用について、定めたものです。(本クラブの目的)

第2条 本クラブは、会員が本クラブの施設を利用、又は本サービスの提供を受けることで、上質な姿勢と歩き方、立ち居振る舞い(坐作進退)を身につけ、心身の美と健康を促進させるとともに、会員相互の親睦を密にし、品位あるクラブライフを楽しむことを目的とします。

(定義)

第3条 本クラブは会員制とし、会員とは、本クラブの目的及び趣旨に賛同し、本規約を承認の上、次章に定める登録資格のある方で、かつ、登録手続きを完了した方とします。

2. 本クラブの会員は次の3種類とします。

- (1) 一般会員
- (2) プレミア会員
- (3) 法人会員

3. 本クラブへの入会及び各会員への登録手続きは、当法人の運営する本クラブが提供する本サービスを受ける権利を取得するためのものであり、当法人の社団の社員たる資格を得るためのものではありません。

第2章 会員

(登録資格)

第4条 本クラブへの登録は、満16歳以上の方で当法人の承認を受けた方とさせていただきます。

2. 以下の事由に該当する方は登録の承認をお断りさせていただきます。

- (1) 過去に本規約に違反し、会員資格を喪失した方
- (2) 刺青のある方、薬物常用又は依存症のある方、暴力団構成員(法人会員にあっては、役員又は従業員に該当する方が在籍されている場合)
- (3) 妊娠者
- (4) 本サービスの提供を受けることにより健康状態が悪化する恐れのある方
- (5) 前項の他、本サービス内の秩序を乱す恐れがあると認められる合理的理由のある場合

(登録手続)

第5条 本クラブに登録しようとする方は本クラブが定める標記の申込書に必要事項を記載の上、本クラブに提出するものとします。

2. 満20歳未満の方は親権者の同意書の提出を必要とします。
3. 登録手続については、窓口にて行うものとし、電話での受け付けは出来ないものとします。
4. 登録の際は、初回に限り、標記の登録事務手数料を支払うものとします。
5. 登録事務手数料は、当法人の定めるところによるものとします。

(会員証)

第6条 本クラブは会員に対して会員証を発行します。

2. 会員が本クラブの施設を利用、本サービスの提供を受けるときは、会員証を提示するものとします。
3. 会員証又は会員の権利の譲渡、貸与等の行為は一切禁止します。
4. 会員が会員証を紛失した場合、遅滞なく本クラブに届け出た上、再発行の手続きを受けるものとします。
5. 会員証の再発行手続きは、本クラブが定める所定の申込書に必要事項を記載の上、再発行手数料(525円)を本クラブに支払うものとします。

(会費)

第7条 会員は本クラブの定める標記()の会費等を所定の方法で支払うことを要します。

2. 会費の種類・金額・支払時期・支払方法は本クラブが定めるものとし、入会時に会員に提示するものとします。
3. 本クラブは経済情勢等の変動に応じて、会費等の金額を変更することが出来るものとします。

(会員の登録情報)

第8条 会員の住所、氏名、連絡先、その他入会時に申込書に記載された事項(以下「登録情報」といいます。)は、当法人のみが保有するものとし、その情報の取り扱いについては、第5章 個人情報の取り扱い規定によるものとします。

2. 会員は、入会の際に会員の申告する登録情報のすべての項目に関していかなる虚偽の申告をしないものとします。
3. 会員の登録情報に変更が生じた場合、会員は速やかに本クラブに届け出の上、所定の変更手続きを行うものとします。
4. 会員が前項の変更手続きを怠り、本クラブの連絡、通知等が届かない場合であっても、これにより会員の被った損害等に関して本クラブは一切の責任を負わないものとします。

(会員資格の自動更新)

第9条 会員資格の有効期限は入会から満1年とし、会員から有効期限の2カ月前までに退会のお申し出のない限り、会員資格は自動的に更新となり、施設・イベント利用の有無に関わらず、年会費が発生します。

(会員の種別変更・退会)

第10条 会員が会員の種別を変更する場合、本クラブの定める種別変更届を提出するものとします。

2. 会員が当法人から退会する場合、所定の手続きに従い当法人に届け出るものとし、当法人での退会手続き終了後、退会となります。
3. 退会時に会費等の滞納のある場合、一括して本クラブに支払うことを要します。

(除名)

第11条 会員が次の事由に該当する場合、当法人は当該会員への事前通知、承諾なしに会員資格を抹消することができるものとします。

- (1) 第4章に定める禁止事項、その他本規約の各条項に違反した場合
- (2) 入会時及びその後のアンケート等による会員の申告情報に虚偽の申告があることが判明した場合
- (3) 入会后、会員が登録資格を喪失するに至った場合
- (4) 会費等の諸費用の支払いを3カ月以上滞納した場合
- (5) 当法人が、認めない不正な行為があった場合 その他当法人が不適切と判断した行為があった場合

(会員資格の喪失)

第12条 会員が退会、除名、死亡又は失踪宣告を受けた場合、又は本クラブに経営上継続が困難な事由が生じ、本クラブを閉鎖した場合、会員はその資格を喪失するものとします。

2. 会員が資格を喪失した場合、会員が当法人に対して保有するすべての権利を抹消するものとし、会員の納入済みの会費等に関しては返金を受けることが出来ないものとします。

3章 施設の利用、イベント・講座の開催

(本サービスの内容及びその変更、中止)

第13条 本サービスの内容は標記(3)のとおりとします。

2. 当法人は、会員への事前通知、承諾なしに本サービス内容又は日程、場所等を変更し、又は本サービスの一部又は全部を中止する場合があります。

(本サービスの中断、停止)

第14条 当法人は、以下に該当する場合、会員への事前通知、承諾なしに、本サービスの全部又は一部を中断又は停止することが出来るものとします。

- (1) 気象、災害、事故等、その他当法人の責めに帰すことの出来ない不可抗力による場合
- (2) スタジオ等の火災、停電、天災等の不可抗力その他不測の事態により、本サービス提供の継続が困難になった場合
- (3) 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況等の著しい変化、その他やむを得ない事由が発生した場合

(本サービスの停止)

第15条 当法人は、一定の予告期間をもって本サービスの一部又は全部を停止する場合があります。

(本サービスの受講)

第16条 本サービスの受講方法等に関しては標記(3)に定めるものとします。

2. 受講料等に関しては、当法人、本クラブに起因する取消、変更を除き返金は致しません。
3. 受講料は会員が現金で支払うものとします。掛売、クレジットを使用することは出来ません。
4. 受講料に関し領収書等が必要な場合は予め本クラブに連絡がある場合に限り、会員宛にお渡しするものとします。
5. 本サービス提供の場所は、本クラブの定めるところによるものとします。
6. 予約が必要なサービスについては、1週間前までに連絡することを必要とします。

(入場禁止・退場等)

第17条 本サービス提供に関し、本クラブは以下の一つに該当する会員の方に対し、本サービス提供をお断りし、又は施設への入場を該当事由の止むまで禁止することが出来るものとします。

- (1) 伝染病等に感染している方
- (2) 酒気を帯びている方
- (3) 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断される方
- (4) 他の会員に迷惑をかけると判断される場合
- (5) 本規約その他本クラブが定める事項に違反し、本クラブの指示に従わない方

(健康管理)

第18条 当法人は会員の健康状態又は運動の範囲や程度を判断することは出来ません。

健康状態及び運動の出来る範囲や程度に関しては、会員の自己の責任と判断で行ってください。

2. 会員は本クラブ諸施設・イベント等のサービス提供中に技量を超えた特殊な危険行為を行わないものとします。

第4章 禁止事項・免責

(会員の禁止事項)

第19条 当法人は、会員の以下に該当する、またはその恐れのある行為は禁止します。

- (1) 法令等に違反する行為、犯罪行為に結びつく行為、その他、公序良俗に反する行為
- (2) インストラクターに対するセクハラ、パワーハラスメント、ストーカー行為、その他、いやがらせ行為
- (3) クラブ内での営業活動、セールス行為、布教活動、その他の勧誘行為並びにこれらに類する行為
- (4) レッスン、セミナー、イベント等の録画、録音、その他、当法人の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (5) クラブの施設を故意に破損・毀損する行為、その他、クラブ内の秩序を乱す行為
- (6) 当法人及びインストラクター、他の会員もしくは第三者の財産、プライバシー等を侵害する行為
- (7) 当法人及びインストラクター、他の会員もしくは第三者に不利益を与える行為
- (8) 当法人及びインストラクター、他の会員もしくは第三者を誹謗、中傷する行為
- (9) 当法人のサービスの運営を妨害、或いは当法人の名誉・信用・信頼を毀損するような行為
- (10) 会員としての品位を損なう行為
- (11) その他当法人が当該会員の行為として不適切であると認めた行為

(会員の損害賠償責任)

第20条 会員が本クラブを利用中、施設又は器具を破損し、若しくは当法人又は本クラブインストラクターの名誉・信用を毀損し、その他、当法人又は当クラブ運営に対し、損害を与えた場合、これを賠償する責任を負うものとします。

(私的利用外の利用禁止)

第21条 会員は、当法人が承認した場合(当該情報に関して権利を持つ第三者がいる場合には、当法人を通じ当該第三者の承諾を取得することを含む)を除き、当法人を通じて入手したいかなる情報も複製、販売、出版その他私的利用の範囲を超えて使用をすることができないものとします。

2. 会員は、本クラブの事前の承諾なく、対価を得て他の利用者に対する指導行為等を行うことは出来ないものとします。

(免責)

第22条 当法人は、以下の事由に基づく会員の損害等に関し、一切の責任を負わないものとします。

- (1) 本規約第3章に定める本サービスの変更、中断、停止、中止に起因する会員又は第三者の損害
 - (2) 本サービス利用中に起きた会員の怪我、障害、病気、持病等の発生、その他の健康状態の変化
 - (3) インストラクターの行う正当な指導行為に基づき発生する会員の精神的肉体的疲労や苦痛
 - (4) 本サービス利用中に起きた盗難等
2. 本サービスを通じて提供される情報・サービスに関し、会員とインストラクター、他の会員あるいは第三者と紛争が生じた場合は、会員は、自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当法人に損害を与えないものとします。

第5章 個人情報の取り扱い

(個人情報の取扱い)

第23条 当法人の収集した個人情報は以下のように入扱います。

会員が当法人に個人情報をご提供する際、以下の取扱いについて同意したものとみなします。

2. この個人情報の使用目的は以下のとおりです。

- (1) 会員管理
 - (2) 情報分析(新サービス開始のためなど)当法人関連の新サービスなどの情報の提供
 - (3) サービスに関する情報のご案内ならびにお客様へのアンケートの実施
3. 上記の個人情報を当法人が第三者に開示、漏洩することはありません。但し、以下の場合はこの限りではありません。
 - (1) 当法人社員(インストラクター含む)に対する会員の氏名および住所の開示、当法人および業務委託会社が、会員に対する契約上の義務を履行するために必要である場合
 - (2) 法令に基づき裁判所その他の司法機関および行政機関から会員に関する情報の開示を要求された場合
 - (3) 当法人、当法人関連会社、会員または第三者の権利および財産を保護する必要がある場合
 - (4) 会員と他のお会員もしくは第三者との紛争により、当法人または当法人関連会社が迷惑もしくは損害を被ることを回避する場合
 - (5) 会員は、当法人に対して、当該個人情報を入力された以後、氏名・住所・電話番号等について個人情報を開示するよう求めることができます。また、開示の結果、当該個人情報に誤りがある場合は、会員は当法人に対して当該個人情報の訂正または削除を要求することができます。開示、訂正または削除を要求される場合は、当法人に口頭又は文書でお届けください。

第6章 雑則

(規約の変更)

第24条 当法人は、会員への事前通知、承諾なしに本規約を随時変更することができるものとします。

変更の内容については、当法人ホームページ上に1ヶ月表示した時点で、全ての会員が了承したものとみなします。

但し、第三者に不利益を及ぼす恐れのある場合等不測の事態が予想される場合は、上記期間を待たずに規約変更が実施されたものとします。

(合意管轄)

第25条 本サービスに関して、当法人と会員との間、訴訟の必要性が生じた場合は、大阪地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

(準拠法)

第26条 本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては日本法が適用されるものとします。

以上